



次期「滋賀県児童虐待防止計画」(最終案概要)

【★】重点取組

第1章 計画の策定について

1 計画の位置づけ

- ・「滋賀県子ども条例」第12条に基づく滋賀県虐待防止の実施計画
- ・「淡海・子ども若者プラン」を推進するための実施計画
- ・「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」(厚生労働省通知)に基づく社会的養育推進計画
- 2 計画の期間** 令和2年(2020年度)～令和11年(2029年度) (10年間)
※計画策定後、5年後に進捗状況の検証結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行い、取り組みの促進を図ることとする。

第2章 現状と課題

| 1 現状 | (H26) | (H30) |
|----------------------|--------|----------|
| 児童虐待相談対応件数 | 5,943件 | → 7,263件 |
| 里親、ファミリーホームへの委託児童数 | 100人 | → 96人 |
| 乳幼児院および児童養護施設への入所児童数 | 207人 | → 182人 |

2 児童虐待・社会的養育をめぐる課題の整理

- (1)児童虐待の未然防止**
児童虐待によって子どもが傷つくことがないよう、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識の醸成が必要である。
- (2)児童虐待の早期発見・相談体制の充実**
保健・福祉・医療・教育等の子どもに関わる機関は、児童虐待の重篤化を防ぐために、連携して早期発見と早期対応に取り組む必要である。
- (3)子どもの家庭的な養育環境の充実**
家庭での適切な養育が受けられない子どもたちについては、「家庭養育優先原則」を踏まえ、より家庭的な環境で生活していくよう、里親委託や特別養子縁組を推進することが必要である。

また、児童養護施設においては、「小規模かつ地域分散化」を進めるとともに、多機能化・機能転換を推進することが必要である。

- (4)親子関係の修復や子どもの家庭復帰に向けた取組の推進、子どもの自立支援の強化**

子どもの将来の自立を見据え、養育方法の改善や虐待の再発防止等について親に指導を行いつつ、親と子どもの関係を修復していくことが必要である。

また、施設や里親等で暮らす子どもが順調に自立て社会で生活していくよう、就労や社会生活面等をきめ細かに支援していくことが必要である。

- (5)子ども家庭相談機能の強化**

児童虐待相談件数が増加し、保護者や子どもへの対応が複雑化・困難化する中、児童福祉法等の改正も踏まえ、子ども家庭相談センターの機能強化および市町や関係機関と連携した県全体の子ども家庭相談体制の充実が必要である。

第3章 基本理念 ～目指す社会の姿～

目指す社会

児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応等、子どもの保護・ケア、親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立までの切れ目のない支援を行うとともに、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識を醸成し、子どもが安全・安心に暮らしていく社会

3つの基本理念

- 1 子どもの人権と最善の利益を尊重する社会
- 2 虐待が起らない、虐待を見落とさない社会
- 3 虐待を受けた子どもが、安全・安心に暮らしていく社会

第4章 具体的な施策の推進

1 児童虐待の未然防止

- (1)児童虐待防止に向けた県民意識の醸成
- (2)子ども自らの人権意識の向上
- (3)未然防止に有効な子育て支援等の充実

2 児童虐待の早期発見・早期対応

- (1)保健・医療・福祉・教育等の連携による早期発見と支援
- (2)配偶者等からの暴力(DV)による子どもへの心理的虐待の予防
- (3)特に養育の支援が必要な家庭に対する支援

3 子どもの保護・ケア

- (1)虐待事案への迅速かつ適切な対応
- (2)一時保護機能の充実
- (3)児童養護施設、里親委託等の受け入れ体制の整備
- (4)子どもの権利擁護の推進・被虐待児等へのケアの充実

4 親子関係の修復・家庭復帰と子どもの自立支援

- (1)親子関係の修復・家庭復帰
- (2)子どもの自立支援

5 子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携強化

- (1)子ども家庭相談センターの機能強化
- (2)市町との連携
- (3)関係機関の役割と連携

第5章 計画の推進に向けて

1 それぞれが果たす役割(県、市町、関係機関、県民)

2 計画の推進体制

3 点検評価・進行管理・計画の見直し

施策を進める3つの視点

- 1 地域の多様な主体の参画
- 2 家庭的な養育環境
- 3 子どもの自立を見据えた切れ目のない支援

- (1)県民へのオレンジリボンを活用した啓発活動・要保護児童対策連絡協議会による総合的な対策の推進
- (2)民間団体との協働・地域における見守り活動の推進
- (3)児童虐待防止に関する学習・啓発・権利擁護の取組・子どものための相談窓口による支援
- (4)発生要因に対する取組の推進【★】(・思春期からの健康教育の実施・母子保健施策を通じた虐待予防等の推進)
- (5)休罰によらない子育ての実施・地域における子育て支援の推進・ショートステイ・トワイライトステイの充実)
- (6)子育てのための相談窓口による支援

- (1)妊娠期からの切れ目のない支援【★】(・産婦健康診査事業実施体制の推進・妊娠・出産・育児期に特に養育支援を必要とする家庭の連絡体制の再構築)・要支援児童・特定妊婦に関する医療機関から市町への情報提供
- (2)産後の母子等を支援する仕組み・保健医療従事者の研修機会の確保・要保護児童等の出席状況の把握と安全確認

- (1)広報啓発・再発防止・市町への周知・配偶者暴力相談支援センターとの連携
- (2)市町裏保護児童対策地域協議会における情報共有・支援連携
- (3)乳幼児健診未受診者・未就園児・不就学児等の把握
- (4)認定子ども園・保育所の利用申込みの勧奨および保育所等入所選考での考慮
- (5)ショートステイ・トワイライトステイの充実(再掲)

- (1)子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護の実施・解除
- (2)一時保護所の機能充実・子どもへの支援・児童養護施設等における一時保護受入体制の強化

- (3)里親委託の推進および里親支援の強化【★】・特別養子縁組の推進
- (4)児童養護施設の高機能化および小規模かつ地域分散化【★】・乳幼児院および児童養護施設の多機能化・機能転換
- (5)子どもの状況にあった施設・里親への措置・子どもへの支援(再掲)
- (6)権利擁護の取組・施設における子どものケアの充実・強化

- (1)家庭復帰に向けた取組・再発防止に向けた保護者指導の強化【★】
- (2)施設・里親・行政の連携による自立支援の仕組みづくり
- (3)退所後の自立に向けた就労や社会生活面を支援する仕組みづくり
- (4)大学進学等自立生活支援支度費・就職支度費の支給
- (5)児童自立生活援助事業の支援・身元保証人確保対策事業による支援

- (1)子ども家庭相談センターの体制強化【★】・アセスメント機能の充実・24時間通告受付・相談体制・48時間以内の安全確認
- (2)チーム体制による問題解決のための支援の強化・ケースの進行管理の徹底
- (3)虐待家庭等の転入転出に伴う情報提供のルールの徹底・切れ目のない支援・保健・医療・福祉機関との連携
- (4)介入的対応を的確に行うための体制整備・法的対応の強化・医療機能の強化
- (5)社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置審査部会の活用・重症症例の検討・人材確保・育成

- (1)市町の緊密な連携と情報共有・子ども家庭相談センターの専門性を活用した援助
- (2)県子ども家庭相談室と連携した日常的な支援・子ども家庭相談センターと市町との個別定期協議の実施
- (3)市町向け子ども虐待対応マニュアルの普及・スーパーバイザー派遣の充実

- (1)在宅支援共通アセスメント・プランシングシートの普及・役割分担の明確化
- (2)市町職員等の専門性を高めるための研修会の開催・子ども家庭総合支援拠点の設置促進・役割分担の明確化
- (3)ケースの進行管理・虐待家庭等の転入転出に伴う情報提供のルールの徹底・県と市町の職員の人事交流
- (4)要保護児童対策地域協議会の機能強化・中核市の児童相談所設置に向けた取組

- (1)里親・乳幼児院および児童養護施設との連携・里親支援機関との連携・保健・医療・福祉機関との連携
- (2)性的虐待に関する専門機関との連携・警察との連携・家庭裁判所・地方検察庁および少年鑑別所との連携
- (3)児童家庭支援センターとの連携・幼稚園・保育所・認定こども園・学校との連携・医療機関との連携

| 数値目標 | 指標 | 現状 | | 目標 | | | |
|---|-----------------------------------|--------------------|-------|--------|---|--------------|---------------|
| | | 平成30年度 | 令和6年度 | 令和11年度 | 平成30年度 | 令和6年度 | 令和11年度 |
| 1 里親のもとや児童養護施設等において、「子どもの権利ノート」の内容を知っている子どもの割合 | | 37.6% | 100% | 100% | 15市町 | 全市町 | 全市町 |
| 2 里親のもとや児童養護施設等において、「安心して暮らすことができる」と感じている子どもの割合 | | - | 100% | 100% | 34.3% | 48.3% | 61.7% |
| 3 一時預かり事業の実施 | 一時預かり事業(幼稚園型) 提供体制 | 182,681人 (利用者数) | | - | 3歳未満 | 28.6% | 52.2% |
| | 一時預かり事業(幼稚園型以外) 提供体制 | 47,019人 (利用者数) | | - | 3歳以上就学前 | 25.0% | 46.2% |
| 4 地域子育て支援拠点事業実施率 | 市町子ども・子育て支援事業計画による目標値 (R2.3反映) | 92か所 | | - | 学童期以降 | 35.7% | 48.2% |
| 5 子育て短期支援事業(ショートステイ) 提供体制 | (利用者数) | 214人 | | - | 13歳未満登録者数(世帯) | 19世帯 | 20世帯/年 |
| 6 子育て短期支援事業(トワイライトステイ) 提供体制 | (利用者数) | 165人 | | - | 14中学校区別の養育率 | 68.0% | 100.0% |
| 7 乳児家庭全戸訪問事業実施率 | | 81.9% | | - | 15 里親のもとや児童養護施設等暮らす子どもの進学率および就職率 | 83.1% | 100.0% |
| 8 児童支援訪問事業で家事支援をメニュー化している市町数 | | 10市町 | | 全市町 | 16 乳幼児院および児童養護施設における一時保護専用施設数 | 1箇所 | 3箇所 |
| 9 産前・産後サポート事業の取組市町数 | | 15市町 | | 全市町 | 17 小規模かつ地域分散化された児童養護施設等の定員数 (本体施設から地域へ移行する定員数) | 36人 (6箇所) | 78人 (13箇所) |
| | | | | | 18 市町子ども家庭総合支援拠点設置数 | 4市 | 全市町 |